

最近の判例から (19)－電磁波放射差止め訴訟－

電磁波の放射により健康被害が生じている等とした人格権に基づく携帯電話基地局の操業差止請求が棄却された事例

(福岡高裁宮崎支判 平26・12・5 ウエストロー・ジャパン) 中戸 康文

携帯電話基地局の周辺住民らが、基地局から放射される電磁波により健康被害が生じている等として、人格権に基づき本件基地局の操業差止めを求めた事案につき、周辺住民らによる本件基地局の電磁波と健康被害との因果関係についての医学的及び科学的観点からの立証が不十分であるとして棄却された事例（福岡高裁宮崎支部 平成26年12月5日判決 棄却 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

固定電話及び携帯電話による通信サービス等を提供する電気通信事業会社Yは、延岡市の住宅地内に、いわゆる第3世代携帯電話のための中継基地局（高さ9.95mの鉄筋コンクリート造陸屋根3階建共同住宅屋上に、高さ4.6mの支持柱3本を設置し、それぞれに中継アンテナ3機を取り付けたもの）を設置し、平成18年10月末に電磁波（周波数：2126.25MHz～2128.75MHz 2GHz帯 電波法では電波に分類される）の放射を開始した。

本件基地局より約500mの範囲内に居住するXら30名は、本件基地局の稼働後、放射される電磁波により、耳鳴り、頭痛等の健康被害が生じたとして、人格権に基づき本件基地局の操業の差止めを求め、また、電磁波被曝によって生じうるDNA損傷等は、自覚症状のないままにがんの発症という重大かつ回復困難な健康被害をもたらす可能性があり、薬事法69条の3による緊急命令や環境基本法等で採用されている予防原則が、電磁波被害に

においても適用されるべきとして、予防原則による本件基地局の操業差止めを請求した。

原審は、Xらに各々述べるとおりの症状が本件基地局稼働後に発症したと判断したが、本件基地局から発せられる電磁波がXらの健康被害を生じさせているという因果関係について、通常人が疑いを差し挟まない程度の高度の蓋然性をもって証明されたとは認められないとし、予防原則に基づく差止請求については、現時点において予防原則を裁判上の判断基準として採用することはできないとして、Xらの請求をいずれも棄却したため、これを不服としてXらは本件各控訴に及んだ。

2 判決の要旨

裁判所は次の通り判示し、Xらの本件各請求をいずれも理由がないとして棄却した。

(1) Xらの健康被害と本件基地局放射の電磁波との間に因果関係があるかについて

現在、Xらに各々述べるとおりの健康被害が発生していることが認められる。

しかし、電磁波による健康被害を肯定する研究論文や調査報告については、これらの調査研究の方法や論文の内容の偏りを批判する指摘もあり、未だ電磁波による健康被害について確立した医学的、科学的知見の存在は認められない状況にある。長期的な電磁波への曝露によって、人体の健康への影響が生じうるかの研究報告は近時WHO等でも取り上げられているが、証拠はあくまで限定的で未だ研究途上であり、現段階ではさらなる研究が

必要であることを指摘するにとどまっている。

また、Xの3名につき健康被害が電磁波によるものと確定診断したA医師の所見書については、Xらの愁訴と別に独自の価値を持つ医学的見解とまでは認め難いこと、本件基地局から発せられる電磁波が、その測定値（約20秒間最大値：22.021 μ W/cm²、約20秒間平均値：0.983 μ W/cm²）に照らし、明らかに健康被害を生じさせるほど強力なものであるとは認め難いこと、発せられる電磁波によりマイクロ波ヒアリング効果が生じ、Xらに頭痛、耳鳴り等が生じたと認めるのは困難であること等を考慮する必要がある。

以上に加えて、Xらの健康被害の発生時期の認定については、慎重にならざるを得ないことも考慮すると、COST（欧州科学技術研究協力機構）の指摘に係るノセボ効果（実際の有無に関係なく「電磁波の曝露を受けている」と思うことが症状出現の引き金になる）についてのYの主張を採用するか否かにかかわらず、本件基地局の電磁波とXらの健康被害との因果関係についての医学的及び科学的観点からのXらの立証は不十分といわざるを得ない。

そうすると、本件全証拠に照らしても、本件基地局から発せられた電磁波がXらの健康被害を生じさせているという事実について、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる程度の高度の蓋然性をもって証明されたと認めることはできない。

(2) 予防原則に基づく差止請求の可否について

我が国においても、予防原則の考え方が採用されていることはX主張のとおりであるが、これらは個別的な立法によって予防原則ないしそれに準ずる原則が採用されたものに他ならず、予防原則を適用すべきか否かは立法によって解決されるべき問題であることか

ら、現時点において予防原則を裁判上の判断基準として採用することはできない。

3 まとめ

電磁波の健康被害を理由とする差止請求等の事件は、本件のほか「福岡高判 平21・9・14 判例タイムズ1332-121」、「福岡高判 平21・9・14 判例タイムズ1337-166」、「熊本地判 平19・6・25 裁判所ウェブサイト」が見られるが、いずれも電磁波と健康被害との関係について十分な立証がなされていないとして、請求は棄却されている。

不動産取引において、電磁波と健康被害との関係を買主（借主）より尋ねられる場合があるが、現在判明している事項については、ウェブにおいて下記見解等が掲載されているので、それらを参考としていただくのがよいと思われる。

<身のまわりの電磁界について（環境省環境保健部環境安全課 平成26年4月）>

電磁界の健康影響について、WHOは以下の見解を示している。

- ・低周波電磁界（送電線など）については、全体として、小児白血病に関連する証拠は因果関係と見なせるほど強いものではない。
- ・携帯電話基地局などからの弱い高周波電磁界が健康への有害な影響を起こすという説得力のある科学的証拠はない。

<電波の人体に対する影響（総務省東海総合通信局）>

無線通信に使われている電波の健康への影響（有害性）で、現在ははっきりしているのは熱作用に関連するものであるが、電波防護指針により守られているので、熱作用により健康に悪影響が生じることはないし、がんやその他の健康に対して悪影響を及ぼすとの根拠は見つかっていない。